

*** 償却資産申告の手引き ***

1. 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車・小型特殊自動車は除かれます。

2. 償却資産の種類

種 類	資 産 の 例 示
第 1 種 構築物	広告設備、緑化施設、庭園、堆肥場施設等、屋外プール、ゴルフ練習場のネット設備・照明等、テニスコート、独立煙突及び煙道、門、塀、フェンス、屋外駐車場の路面舗装等、その他土地に定着する土木設備等
第 2 種 機械及び装置	太陽光発電設備、モーター、旋盤、ボール盤、ボイラー、プレス、コンベア、ホイスト、クレーン、立体駐車場の機械装置、土木建設用・各種加工製造用機械装置等
第 3 種 船舶	ボート、はしけ、釣船、貨客船等
第 4 種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第 5 種 車両及び運搬具	大型特殊自動車、タイヤローラ、ショベルローラ、フォークリフト、動力運搬車等（自動車税・軽自動車税が課税されるものは該当しません）
第 6 種 工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、治具及び取付工具、家具（事務机・応接セット等）、電気機器、ガス機器、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務用機器（パソコン・プリンター・コピー機等）、理容機器、医療機器、娯楽機器（テレビゲーム・その他各種ゲーム機械等）、生物（観賞用・興行用）等

3. 申告が必要となる償却資産

①取得価額 10 万円以上の資産で、上記「2. 償却資産の種類」の表に掲げるもの（ただし、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の資産で、税務会計において、当該資産を 3 年間で一括償却することにした一括償却資産を除く）。

※耐用年数 1 年未満の償却資産又は取得価額 10 万円未満の償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたものは、申告対象から除かれます。

②建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済み資産であっても、賦課期日（1 月 1 日）現在において事業の用に供しているもの。

③遊休又は未稼働の償却資産であっても、賦課期日（1 月 1 日）現在において事業の用に供することができるもの。

④所有権留保付割賦販売契約、又は延払契約によって購入し、賦課期日（１月１日）現在において事業の用に供しているもの（県・町の機械貸し付けを含む）。

⑤償却資産の価値を増加させるための修理・改良費等の費用は、その資産が賦課期日（１月１日）現在において事業の用に供されていれば、新たな取得資産として申告対象となります。

⑥家屋所有者がその家屋に施した建築設備のうち次にあげるもの。

- ・ 特定の生産又は業務の用に供しているもの
（例）工場等の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備等
- ・ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
（例）発・変電設備、中央監視制御装置、蓄電池設備、電話交換機、
パッケージエアコンディショナー、ネオンサイン、スポットライト等
- ・ 建物と構築物に一体となっていないもの
（例）屋外に設備された給水塔、独立煙突等
- ・ 顧客に対するサービス設備としての性格の強いもの
（例）ホテル、病院等の厨房設備、洗濯設備等

⑦家屋の所有者以外の者（賃借人）が施工した事業用造作設備（店内簡易内装など）については、賃借人の申告対象となります。また、家屋の建築後に付設された付帯設備についても同様です。

⑧太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

◆申告が必要になるケース ① ② ③ （申告が不要なケース ④ ⑤）

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	①家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり申告の対象となります。	④事業用の資産とはなりませんので、申告の対象外となります。
個人 (個人事業主)	②個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、発電出力量や売電の有無にかかわらず申告の対象となります。	
法人	③事業の用に供している資産として、発電出力量や売電されているかいないかにかかわらず申告の対象となります。	

⑤太陽光発電設備について、屋根建材型（屋根と一体型）のパネルで、家屋の一部として課税されているものは対象外となります。

※申告書を作成の際、太陽光発電施設の所在地が分かるような記載にご協力ください。

4. 申告書の提出等について

①申告書の「3. 個人番号又は法人番号」欄に、マイナンバー（個人番号は12桁であるため左1文字をあけて右詰め）をご記入ください。

②本人確認として下の1～3のいずれかの本人確認資料をお持ちください。郵送の場合は写し（コピー）を同封してください。

1. マイナンバーカード（裏表）
2. 通知カードと住民票（番号付き）
3. 運転免許証とプレ印字された申告書（同封の申告書）

③提出先は下仁田町役場住民税務課です。

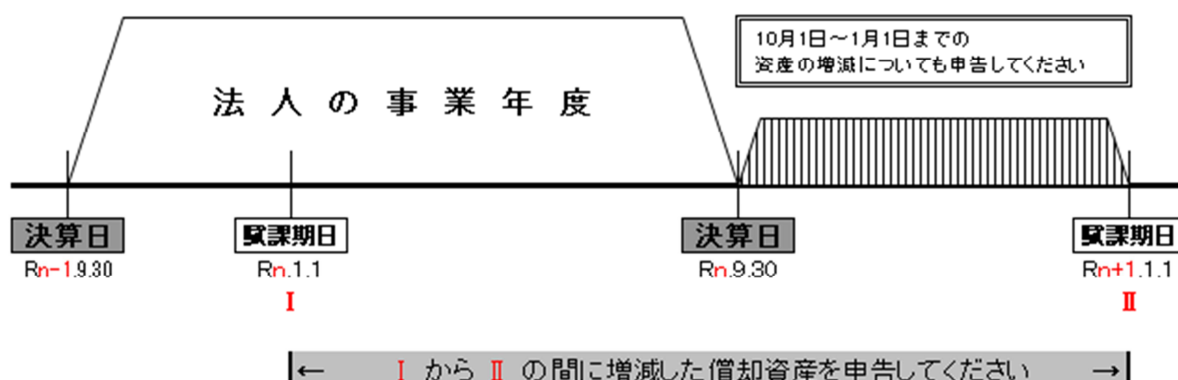
受付時間 午前8：30～午後5：15（役場開庁日）

④各書類は住民税務課窓口に準備しておりますので、必要な場合はお申し付けください。償却資産申告書および種類別明細書はホームページに様式がありますのでご活用ください。

⑤申告書の控えに下仁田町役場の受領印が必要な場合は、提出用・控用の2枚を提出してください。郵送提出される場合には、返信用封筒（返信先記載・切手貼付のうえ）を同封してください。

⑥固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の事業年度の決算日が1月1日ではない場合、決算日から1月1日までに資産の増加・減少の異動があれば、それらの資産についても申告してください。

（例）1年決算法人で決算日が9月30日の場合



※決算日以降、賦課期日までに取得した資産で、提出期限（1月31日）に間に合わない場合は、当初申告後に修正申告して下さるようお願いいたします。なお、この資産が令和4年度以降の申告となった場合は、申告漏れ分が遡って課税となることがあります。その場合は特例・軽減措置が適用されません。

※新規で償却資産申告書を提出される方は、令和n+1年1月1日（Ⅱ）現在に所有する全資産について申告してください。

⑦地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）によるインターネット申告が便利です。

- ・インターネットを通じてオフィスやご自宅から簡単に申告できます
- ・紙の申告書作成よりも手間がかかりません
- ・詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください

※eLTAXで申告する場合は ② の添付は不要となります